

**資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正について
(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)**

2020年10月21日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年11月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、2022年4月に予定している市場区分の再編に係る第一次制度改正事項として、新規上場基準等の見直しを行い、赤字を計上している企業を含めた新規上場の円滑化や上場後の中長期的な企業価値向上を促進するための環境整備を図るほか、財務状況に不安を抱える上場会社の資本政策・経営戦略の柔軟性を高める観点から、債務超過に係る上場廃止基準を見直すなどの対応を行うものです。

II 改正概要

1. 本則市場の新規上場基準等の見直し

(1) 流動性に関する形式基準

- ・ 流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。

	見直し後	見直し前
株主数(上場時見込み)	400人以上	800人以上
流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位以上	4,000単位以上
時価総額 (上場時見込み)	—	20億円以上

(2) ガバナンスに関する形式基準

- ・ 流通株式比率に関する形式基準を以下のとおり見直します。

	見直し後	見直し前
流通株式比率 (上場時見込み)	25%以上	30%以上

(備考)

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第205条第1号、第2号a及び第3号

- ・ 規程第205条第2号c

(3) 経営成績・財政状態に関する形式基準

- ・ 経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。

- ・ 規程第205条第5号及び第6号

	見直し後	見直し前
経営成績	最近1年間における経常利益が1億円以上	最近2年間における経常利益の総額が5億円以上 又は 最近1年間の売上高が100億円以上かつ上場日等における時価総額が500億円以上
財政状態	純資産が正 (上場時見込み)	純資産が10億円以上 (上場時見込み)

2. 市場第一部銘柄への指定に係る基準等の見直し

(1) 流動性に関する形式基準

- ・ 流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。

- ・ 規程第210条第1項第1号及び第2号b、同第308条第1項第1号、第2号b、第3号及び第4号

	見直し後	見直し前		
		一部指定	新規上場時の一部指定	市場変更時の一部指定
株主数 (上場時見込み)	800人以上	2,200人以上		一部指定 又は新規上場時の一部指定 いずれかの基準を充たすこと
流通株式時価総額 (上場時見込み)	100億円以上	20億円以上	— ※本則市場の新規上場基準として10億円以上	
時価総額 (上場時見込み)	250億円以上	40億円以上	250億円以上	
売買高	—	月平均200単位以上	—	

(2) 経営成績・財政状態に関する基準

a. 形式基準

- 経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。

- 規程第210条第1項第4号及び第5号、同第308条第5号及び第6号

	見直し後	見直し前
経営成績	A又はBのいずれかを充たす	A又はBのいずれかを充たす
A. 利益実績	最近2年間における経常利益の総額が25億円以上	最近2年間における経常利益の総額が5億円以上
B. 売上実績	最近1年間の売上高が100億円以上かつ上場日における時価総額が1,000億円以上	最近1年間の売上高が100億円以上かつ上場日における時価総額が500億円以上
財政状態	純資産が50億円以上	純資産が10億円以上

b. 審査基準

- 企業の継続性及び収益性に関する審査において、継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していることを確認することとします。

- 規程第210条第1項、同第309条第1項第1号

(3) 大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例

- 新規上場時における株式の公募又は売出しの規模が1,000億円以上となる見込みがある場合であって、上場後5年以内に流通株式比率の基準(35%以上)に適合するための計画書を提出したときは、流通株式比率が上場の時まで10%以上となる見込みがあれば足りるものとします。

- 規程第728条

(4) 地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社に係る特例

- 地域経済活性化支援機構が再生支援の決定を行った上場会社が上場廃止となり、当該決定後5年以内に開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部への新規上場を申請するときは、最近1年間における利益の額が12.5億円以上であれば、経営成績に係る利益

- 規程第707条

実績基準に適合するものとします。

3. マザーズの新規上場基準等の見直し

(1) 事業計画の開示

- 企業内容、リスク情報等の開示の適切性の審査において、「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示を適切に行うことができる状況にあることを確認することとし、事業計画及び成長可能性に関する事項については、上場日においてその内容の開示を義務付けるほか、上場後、1事業年度に対して1回以上、その進捗状況を開示するものとします。

- ・ 規程第408条の4
- ・ 上場審査等に関するガイドラインⅢ 2.(2) c

(2) 流動性に関する形式基準

- ・ 流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。

- ・ 規程第212条第1号、第2号a及び第4号

	見直し後	見直し前
株主数 (上場時見込み)	150人以上	200人以上
流通株式数 (上場時見込み)	1,000単位以上	2,000単位以上
時価総額 (上場時見込み)	—	10億円以上

4. JASDAQスタンダードの新規上場基準等の見直し

(1) 流動性に関する形式基準

- ・ 流動性に関する形式基準を以下のとおり見直します。

- ・ 規程第216条の3

	見直し後	見直し前
株主数 (上場時見込み)	400人以上	200人以上 及び 公募又は売出し株式数が1,000単位又は10%いずれか多い株式数以上
流通株式数 (上場時見込み)	2,000単位 以上	—
流通株式時価総額 (上場時見込み)	10億円 以上	5億円 以上

(2) ガバナンスに関する形式基準

- ・ 流通株式比率に関する形式基準を以下のとおり設けます。

	見直し後	見直し前
流通株式比率 (上場時見込み)	25%以上	—

・ 規程第216条の3

(3) 経営成績・財政状態に関する形式基準

- ・ 経営成績・財政状態に関する形式基準を以下のとおり見直します。

	見直し後	見直し前
経営成績	最近1年間における経常利益が1億円以上	最近1年間における経常利益が1億円以上 又は 時価総額が50億円以上
財政状態 (上場時見込み)	純資産が正	純資産が2億円以上

・ 規程第216条の3

(4) 事業継続年数に関する基準

- ・ 事業継続年数に関する基準として、新規上場申請日から起算して3年前より前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていることを新たに求めることとします。

・ 規程第216条の3

(5) 審査基準

- ・ 本則市場の審査基準と同様の内容とします。

・ 規程第216条の5
第1項

(6) コーポレートガバナンス・コードの適用

- ・ コーポレートガバナンス・コードの全原則（基本原則・原則・補充原則）について、各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において説明するものとします。

・ 規程第436条の3
第1号

<p>5. JASDAQグロースへの新規上場等の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JASDAQグロースへの新規上場に係る制度を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第216条の6から同第216条の8まで
<p>6. 債務超過に関する上場廃止基準等の見直し</p> <p>(1) 改善に向けた計画の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となった場合は、その改善に向けた計画を当該事業年度の末日から起算して3ヶ月以内に開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第408条の2
<p>(2) 上場廃止基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が債務超過に関する上場廃止基準及び指定替え基準に抵触した場合であっても、以下のいずれかに該当するときは、上場廃止及び指定替えを行わないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 時価総額が1,000億円以上の場合(前(1)の計画を適切に開示しているものに限る。) ② 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過でなくなることを計画している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第311条第1項第5号、同第601条第1項第5号、有価証券上場規程施行規則(以下「施行規則」という。)第601条第4項第4号及び第5号
<p>(3) 監理銘柄指定の取扱いの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が債務超過に関する上場廃止基準に該当するおそれがあると当取引所が認める場合は、監理銘柄(確認中)に指定できるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第605条第1項第7号
<p>7. その他</p> <p>(1) コーポレートアクション等を行う場合の提出書類の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が、公募増資、第三者割当増資等により新株式を発行する場合における有価証券上場申請書をはじめ、上場会社が行うコーポレートアクション等に伴って提出を求めていた書類の一部について、原則としてその提出を不要とします。 ・ 上場不動産投資信託証券の発行者が新投資口を発行する場合等における提出書類についても、原則として提出を不要とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第301条第2項、同第306条第1項 ・ 規程第946条第1項、同第1105条第1項、同第1209条第1項、同第1212条第1項、同

	第1309条第1項、同第1311条第1項、同第1407条第1項、同第1409条第1項、同第1509条第1項、同第1512条第1項
(2) 新規上場時の申請書類に虚偽があった場合の上場廃止基準の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第601条第1項第12号b
(3) 特設注意市場銘柄制度における審査事項の明確化	
<ul style="list-style-type: none"> 特設注意市場銘柄に指定された上場会社に係る「改善の見込み」の審査においては、「再発防止に向けた改善計画の進捗状況」を勘案することを明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 上場管理等に関するガイドラインIV4.(2)
(4) J-I R I S Sへの情報登録の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 企業行動規範の望まれる事項において、上場内国会社は、内部者取引等の未然防止に向けた体制整備のため、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいいます。）の利用に努める旨を規定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第449条第2項
(5) E T F及びE T Nに関する適時開示の充実及び合理化	
<ul style="list-style-type: none"> a. 重要な乖離に関する開示 <ul style="list-style-type: none"> E T Fに係る管理会社及びE T Nの発行者は、E T Fにおける一口あたりの純資産額及びE T Nにおける一証券あたりの償還価額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第947条第2項第8号、同第1107条第2項第1号i
<ul style="list-style-type: none"> b. 円滑な流通及び公正な価格形成の促進 <ul style="list-style-type: none"> E T Fに係る管理会社及びE T Nの発行者は、E T F及びE T 	<ul style="list-style-type: none"> 規程第950条の2

Nの円滑な流通及び公正な価格形成に資する情報の投資者への積極的かつ十分な提供に努めるものとします。

第2項, 同第1110条の3第3項

c. 日々開示の見直し

- E T Fに係る管理会社及びE T Nの発行者が行う日々の開示について、開示方法の柔軟化を図るものとします。
- 日々の開示事項を以下のとおり見直します。

- 規程第947条の2、同第1107条の2

① E T F

見直し後	見直し前
—	受益権口数
一口あたりの純資産額と特定の指標の連動状況	一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率に係る乖離率

② E T N

見直し後	見直し前
—	受益権口数
一証券あたりの償還価額と特定の指標の連動状況	一証券あたりの償還価額と特定の指標の変動率に係る乖離率

8. その他

- その他、上場制度の整備に対応して制度信用取引の対象銘柄を選定するための規定を整備するなど、所要の改正を行います。

- 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第2条等

Ⅲ 施行日

- 本年11月1日から施行します。
- 1. に関しては、施行日以後に本則市場への新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- 2. に関しては、施行日以後に市場第一部銘柄への指定等に係る申請を行う会社から適用します。
- 3. に関しては、施行日以後にマザーズへの新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- 4. に関しては、施行日以後にJASDAQスタンダードへの新規上場等に係る申請を行う会社から適用します。
- 6. (1) 及び(2) に関しては、施行日以後に終了する事業年度の末日において、債務超過となる会社から適用します。

- ・ 7. (2) に関しては、施行日以後に新規上場に係る申請を行う会社から適用します。

以 上